

青梅市公共下水道における水の官民連携（ウォーターPPP）導入に向けた
サウンディング調査（アンケート調査・ヒアリング調査） 実施要領

1 目的

本市の公共下水道事業では、供用開始の初期段階から、複数の業務をパッケージ化した包括的民間委託を導入し、予防保全型の維持管理を行ってきました。

しかしながら、技術職員数の減少（ヒト）、施設の老朽化（モノ）、使用料収入の減少（カネ）といった課題が今後さらに深刻化することが懸念されます。

これら「ヒト・モノ・カネ」の課題に対応し、将来にわたり安定的に下水道事業を継続するため、本市ではウォーターPPPの導入をはじめ、民間のノウハウや創意工夫をさらに活用した新たな事業手法の検討を進めています。

2 下水道施設の現状

本市では、多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連の公共下水道（分流式）として事業を行っています。汚水施設については、昭和47年に事業着手し、令和8年度の御岳山地区の整備完了をもって概成する予定です。雨水施設については、東部地域の土地区画整理事業に伴う整備に加え、霞台放流渠や都市下水路の廃止に伴う代替施設などの整備を進めてきました。これら整備により、管理する下水道施設のストック量は膨大なものとなっており、今後は標準耐用年数（50年）を超える施設が急増する見込みです。

(1) 管路施設（汚水・雨水）

築50年を超える管きよの割合は、約1%（R5）から約45%（R14）まで増加していきます。

ア 管きよ 約680 km（汚水約603 km、雨水約77 km）

イ マンホール 約26,000基（汚水約24,300基、雨水約1,700基）

(2) ポンプ施設（汚水）

築50年を超える建屋等の割合は、約0%（R5）から約24%（R14）まで増加していきます。

ア 汚水中継ポンプ場 20 場

イ 小型ポンプ施設 84 基

3 現状で想定しているウォーターPPPの事業内容

(1) 基本方針

本市の公共下水道が抱える課題の解決や国費を活用した持続可能な事業運営を目指し、現行の包括的民間委託を基本に、民間活用の更なる拡充を図ります。

ア 円滑な老朽化対策

老朽化対策を円滑に進めるため、更新実施型を基本とします。

イ 汚水中継ポンプ場の更新

汚水中継ポンプ場の更新は、施設規模・機能の適正化に向け、市が主体的に取り組んでいくことが重要と考え、当面は、運転管理（レベル3.0）までを対象業務とします。

ウ 地元企業の受注機会の確保

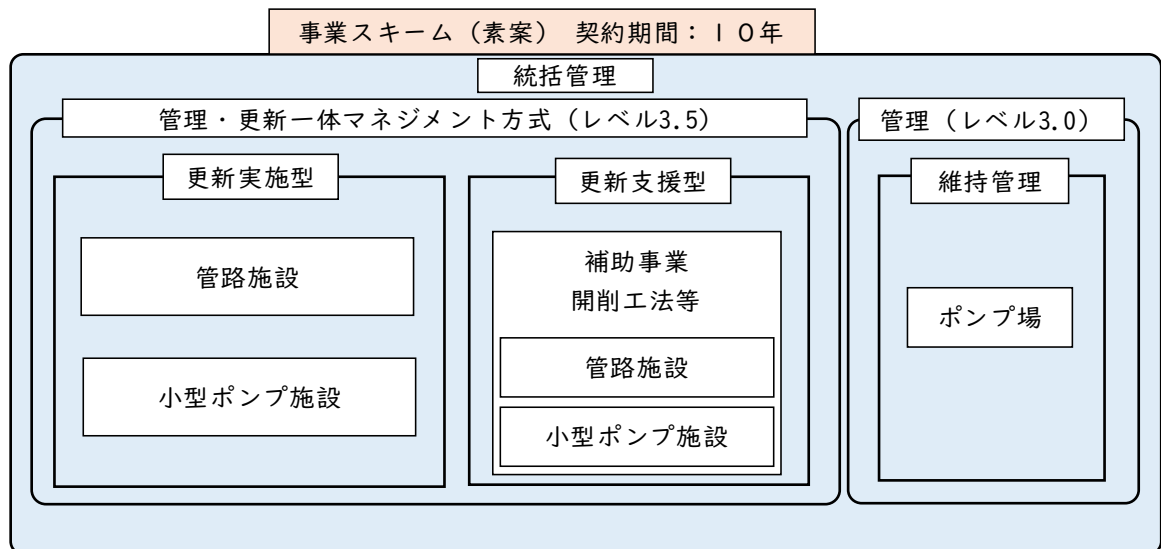
これまで主として地元企業が請け負ってきた、開削工法による修繕・改築工事やマンホール蓋の調整などは、更新支援型までとし、市が発注業務を行います。

エ 補助金の交付手続き等の対応

重要な管路施設や小型ポンプ施設の改築（更新・長寿命化）など、国庫補助等を活用する事業は、更新支援型までとし、交付に関する事務は、市が行います。

(2) 事業スキーム

事業スキーム（素案）は、以下のとおりを想定していますが、アンケート調査や個別のヒアリング調査におけるご意見、ご要望等を総合的に勘案し決定していきます。



(3) 対象施設

対象施設の概要は、次のとおりとなります。(令和5年度末現在)

ア 公共下水道

供用開始年度 (供用開始後経過年数)	昭和53年度 (47年)
処理区域内人口密度	58.2人/ha(令和5年度末)
流域下水道等への接続状況	多摩川流域下水道幹線に接続
処理区域数	1
処理場数	0

イ 管路施設 ※

管きょ、放流きょ、取付管、公共ます、マンホール、マンホール蓋、着水人孔、圧送管、伏越施設、水管橋、吊りケーブル管および管路用地

ウ ポンプ施設 ※

汚水中継ポンプ場、小型ポンプ施設(マンホールポンプ)

※ 詳細につきましては、「青梅市公共下水道 管路施設維持管理業務マニュアル」でご確認ください。

(4) 対象業務

類型	対象施設		区分	対象業務
全般	全ての施設		統括管理※	統括・調整、計画・報告・ <u>モニタリング・施工監督</u> 、情報・台帳管理、リスク・危機管理、 <u>管理事務所の安全衛生</u>
更新実施型	管路施設		維持管理	<u>巡視、点検、法定点検、目視調査、スクリーニング調査、TVカメラ調査、管路診断、高圧洗浄</u> 、水位・流量センサー監視、 <u>管路用地除草、清掃（バキューム）、廃棄物運搬、廃棄物処理、材料調達・管理、台帳データ更新</u>
			修繕	管きょ・マンホール修繕工事（非開削工法）、 <u>軽微な維持・修繕（マンホール内、路面補修などの軽作業）</u>
			改築	管きょ・マンホール改築工事（非開削工法かつ補助事業以外）
			設計・積算	実施設計、積算、竣工図書
			計画	修繕・改築計画、ストックマネジメント計画、 <u>維持管理マニュアル、その他計画</u>
			その他	<u>対策検討、住民対応、緊急対応、災害対応、大規模災害対応</u>
	マンホールポンプ		維持管理	<u>巡視点検、保守点検、除草、清掃（バキューム）、廃棄物運搬、廃棄物処理、部品調達・管理、ユーティリティ調達・管理、台帳データ更新</u>
			修繕	<u>修理、部品交換、軽微な維持・修繕</u> 、マンホール修繕工事（非開削工法）
			改築	設備取替（補助事業以外）、マンホール改築工事（非開削工法かつ補助事業以外）
			設計・積算	実施設計、積算、竣工図書
			計画	修繕・改築計画、ストックマネジメント計画、維持管理マニュアル、その他計画
			その他	<u>対策検討、住民対応、緊急対応、災害対応、大規模災害対応</u>
更新支援型	管路施設	補助事業、開削工法等	設計・積算	実施設計、 <u>積算</u> 、 <u>交付手続き・発注に必要な資料</u>
	マンホールポンプ			実施設計、 <u>積算</u> 、 <u>交付手続き・発注に必要な資料</u>
管 理	汚水中継ポンプ場		維持管理	<u>運転管理、巡視点検、保守点検、健全度調査、場内除草・伐採、清掃（バキューム）、廃棄物運搬、廃棄物処理、部品調達・管理、ユーティリティ調達・管理、台帳データ更新</u>
			修繕	<u>修理、部品交換、軽微な維持・修繕</u>
			計画	ストックマネジメント計画、マニュアル、その他計画
			その他	<u>対策検討、住民対応、緊急対応、災害対応、大規模災害対応</u>

※ 統括管理業務については、原則として本対象業務に含める想定ですが、CM業務（モニタリング・施工監督支援）を別途外部委託する併用スタイル（別途発注）とする場合があります。

- ・下線が引かれた業務は、現行の包括的民間委託において既に実施している業務です。
- ・枠囲み（□）の業務は、ピュア型CM業務を指します。

4 サウンディング調査（スケジュールおよび実施方法）

本調査のスケジュールおよび実施方法は、以下のとおりです。なお、第2回の調査については、想定時期を記載しております。

(1) アンケート調査（第1回サウンディング調査）

項 目	スケジュール
実施要領の公表	令和8年9月14日（月）
アンケート提出期限	令和8年10月30日（金）
調査結果概要の公表	令和9年3月下旬

(2) ヒアリング調査（第2回サウンディング調査）

項 目	スケジュール
ヒアリングの実施時期 ※	令和9年1月中旬から下旬
調査結果概要の公表	令和9年3月下旬

※ 第1回サウンディング調査において、「ヒアリング協力可」とご回答いただいた企業様を対象に実施を予定しております。なお、多数の協力回答をいただいた場合は、本アンケートの回答結果（【問1】の参画意欲、【問2】の参画形態、【問13】の実績、および各設問へのご意見の具体性など）を総合的に勘案し、ヒアリング調査の対象企業を選定させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

5 第1回サウンディング調査（アンケート調査）について

(1) アンケート内容

以下の内容について、ご回答ください。

- 【問 1】 本事業への参画意欲について
- 【問 2】 希望する参画形態（契約上の立場）について
- 【問 3】 希望する担当分野（実務上の役割等）について
- 【問 4】 希望する担当業務（実務上の詳細役割）について
- 【問 5】 ア 円滑な老朽化対策（更新実施型を基本とすること）について
イ 汚水中継ポンプ場の更新について
ウ 地元企業の受注機会の確保について
エ 補助金の交付手続き等の対応について
オ CM業務の外部委託との併用について
- 【問 6】 事業スキームについて
- 【問 7】 対象施設について
- 【問 8】 対象業務について
- 【問 9】 参画判断に必要な情報について
- 【問10】 ウォーターPPP公募から受託までの準備期間について
- 【問11】 その他の意見について
- 【問12】 第2回サウンディング調査への協力について
- 【問13】 実績について
- 【問14】 連絡先について

- (2) アンケートの回答方法
以下フォームよりご回答ください。
URL : <https://logoform.jp/form/LaiY/1726619>
- (3) アンケートの回答期限
令和8年10月30日(金)まで

6 その他

- (1) 参加事業者の取扱い
本調査への参加の有無や回答内容が、事業者公募等における評価の対象となることはありません。
- (2) 結果の公表
本調査概要・結果について、市のHPで公表を予定しています。なお、公表内容については、参加者の名称を公表しないとともに、事業者が特定されるような情報は除きます。
- (3) 費用負担
本調査への参加に要する費用は、参加者の負担となります。
- (4) 参加者の制限
次のいずれか該当する者は、本調査の対象外とします。
ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当する団体または団体に属する者
- (5) 追加のヒアリングへの協力
本調査終了後も、必要に応じて追加のヒアリング(文書による照会を含む)を実施させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。
- (6) 本要領の修正等
本要領に修正や追加等があった場合は、速やかに市のHPで公開します。

7 問合せ先

その他、不明な点がありましたら、下記までお知らせ下さい。

担当部署	環境部 下水道課 管路維持係
担当者	乙幡、木崎
住 所	青梅市東青梅 1-11-1 青梅市役所
E-mail	div1360@city.ome.lg.jp
TEL	0428-22-1111(内線 2644・2645)
FAX	0428-22-3508